

平成22年8月三木市教育委員会（臨時会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成22年8月10日（火）午後5時00分
- 2 閉 会 平成22年8月10日（火）午後5時55分

◇ 場 所 三木市役所 5階 教育長室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 審議事項
議案第15号 三木市教育委員会職員等の任免等について
- 4 その他
- 5 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	清 水	里 子
	2番	教育委員長職務代行者	里 見	俊 實
	3番	教 育 委 員	稲 見	秀 穂
	4番	教 育 委 員	水 島	慶 子
	5番	教育委員（教育長）	松 本	明 紀
事務局		教育部政策主幹	告 野	幹 也
		教育総務課長	清 水	正 則
		学校教育課長	穂 積	正 則
		教育総務課課長補佐	稲 岡	孝
傍聴者		0人		

◇ 会議内容

- 1 開 会
清水委員長が、平成22年8月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

清水委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、里見委員長職務代行者と稲見委員を指名した。

3 審議事項

清水委員長が、議案第15号は職員等の人事に関する議案であることから、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、秘密会として審議することについて諮り、全員一致で同意された。

清水委員長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、本議案に係る委員の除斥を行わないことについて諮り、同意された。

【議案第15号】三木市教育委員会職員等の任免等について

○ 清水教育総務課長が、次のように説明した。

本年6月1日に、市立小学校長による差別発言は発生したことに関係して、三木市教育委員会として、市立小学校長のサービスを監督すべき立場にある教育長及び教育部長の処分を行おうとするものである。

処分の内容については、三木市教育委員会職員懲戒審査委員会から、教育長については厳重注意、教育部長については口頭注意に処することが妥当であるとの意見具申を受けたところである。

本議案は、当該処分について、委員会の議決を求めるものである。

なお、本日、兵庫県教育委員会から、三木市立小学校長に対し、当該校長が行った差別発言に関して、懲戒処分となる戒告処分が行われた。

議案第15号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、審議の内容については記載しない。

清水委員長が、議案第15号について採決を行い、原案のとおり、全員一致で可決された。

4 その他

協議事項及び連絡事項なし

5 閉会

清水委員長が、平成22年8月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。